

「GREEN×EXPO 2027 交通円滑化推進会議」設置要綱 （案）

（目的）

第1条 2027年に開催される2027年国際園芸博覧会（以下「GREEN×EXPO 2027」という。）期間中には、関連交通と通勤や物流等にかかる一般交通が輻輳するため、適切な対策を講じる必要がある。そこで、これらの交通の円滑化を図るために「GREEN×EXPO 2027 交通円滑化推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置し、在宅勤務や時差出勤、会場周辺の迂回など、住民や企業等の交通にあたっての行動変容を促す取り組みを関係者が一体となって検討・調整し、広く協力を働きかけ、円滑なGREEN×EXPO 2027の来場者輸送と都市活動の両立をめざす。本要綱は推進会議の組織及び運営等に必要な事項を定める。

（所管事項）

第2条 推進会議は、GREEN×EXPO 2027期間中の一般交通の抑制、分散、平準化を目的とした働きかけに関する協議・調整等を行い、交通の円滑化に向けた取組を推進する。

（組織）

第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって充てるものとし、各構成員は、目的の達成に向けて協力するものとする。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置き、会長、副会長は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長が必要と認めるときは、事務局に対し、別表1以外の者に委員（協力委員を含む。以下同じ。）の委嘱を求めることができる。
- 4 委員は、所管事項に関して知り得た情報（資料の内容のほか、会議における議事内容等を含む。）を秘密として保持し、委員の任期が満了した後も第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、公表された情報についてはこの限りではない。

（会議の開催）

第4条 会長は推進会議を代表し、会議を招集するとともに会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時にその職務を代理する。
- 3 会長、副会長及び委員は、指名した者をその代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明もしくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議の議事は、出席した委員（ただし議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 会議については議事録を作成し保存しなければならない。

(幹事会)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表1の者が所属する団体等が選任する実務担当者と構成するものとし、そのほか
に幹事長、幹事長代理及び副幹事長を置く。
- 3 幹事長は横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進部担当部長、幹事長代理は神奈川県
県土整備局都市部交通政策課長、副幹事長は公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以
下「GREEN×EXPO 協会」という。）交通対策室長とする。
- 4 構成員は、第3条第4項に定めるのと同等の義務を負う。
- 5 幹事長は幹事会を代表し、会議を招集するとともに会議を主宰する。
- 6 会議については議事録を作成し保存しなければならない。

(会議及び資料の取り扱い)

第6条 推進会議の会議及び資料は原則公開とする。ただし、会長は、委員の意見を聞いて、会議及
び資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 幹事会の会議及び資料については非公開とする。

(事務局)

第7条 推進会議及び幹事会の事務局は、横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、神奈川県県土整備局
及びGREEN×EXPO 協会交通対策室が担う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が推
進会議に諮って定める。

(附則)

本要綱は、2025年12月23日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

会長	横浜市 副市長、神奈川県 副知事
副会長	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 事務次長
委員	横浜商工会議所 副会頭
	神奈川県中小企業団体中央会 会長
協力委員	国土交通省 大臣官房技術審議官（都市）
	国土交通省 関東地方整備局長
	国土交通省 関東運輸局長
	経済産業省 関東経済産業局長
	神奈川県警察本部 交通部長
	相模原市 副市長
	大和市 副市長
	町田市 副市長
	一般社団法人神奈川県バス協会 会長
	一般社団法人神奈川県タクシー協会 会長
	一般社団法人神奈川県トラック協会 会長
	相模鉄道株式会社 代表取締役社長
	東急電鉄株式会社 取締役 専務執行役員 鉄道事業本部長
	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 横浜支社長
	中日本高速道路株式会社 常務執行役員 東京支社長
	東日本高速道路株式会社 常務執行役員 関東支社長
	首都高速道路株式会社 常務執行役員
	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京事務所長